

令和3年産「おいでまい」栽培者登録要領

「おいでまい」委員会

(目的)

第1条 県オリジナル水稻品種「おいでまい」の普及と品質・食味を確保したブランド化を図るため、令和3年産「おいでまい」栽培者を一定の要件により登録するために必要な事項を定めるものとする。

(登録機関)

第2条 令和3年産「おいでまい」栽培者は、「おいでまい」委員会会長(以下「会長」という。)が登録することとする。

(登録の対象者)

第3条 登録の対象となる生産者は、令和3年産「おいでまい」栽培を希望する農業者、農業法人、集落営農組織等の構成員とする(重点推進地域(綾川町)の栽培者及び作付拡大地域のJAカントリーエレベーターに出荷する栽培者を含む)。

(登録要件)

第4条 令和3年産「おいでまい」栽培者の登録にあたり確認する事項は下記のとおりとする。

(1)「おいでまい」栽培者が守るべき事項

- ① 「おいでまい」委員会(以下「委員会」という)や県、JAが開催する講習会、研修会、検討会にできるだけ参加し、栽培管理について、指導を受ける。
- ② 田植えの時期は、「おいでまい」田植え適期マップで示された時期を目安とする(平坦部の田植えの時期は、6月20日以降とする)。
- ③ ライスグレーダーの篩目は、1.85mm以上を使用する。
- ④ 「おいでまい」の種子、苗が余った場合は、適切に処分し、決して他者に譲渡しない。また、自家採種や、有償、無償にかかわらず他者への種子譲渡は、行わない。
- ⑤ 販売を目的とした栽培とし、農産物検査を受け、飯米など自家消費を目的とした栽培や未検査米での出荷はしない。
- ⑥ 収穫物は、農産物検査と食味分析を受け、その結果を委員会に報告する(JA出荷者については、JAがまとめて報告する)。
- ⑦ 栽培履歴を記帳する。

(2) 倉前出荷をする「おいでまい」栽培者が備えておくべき事項

倉前出荷者が令和3年産「おいでまい」栽培者として登録されるためには、以下の要件を満たすことが必要である。

- ① 乾燥機、粃摺り機、ライスグレーダー等の乾燥調製設備を装備していること。なお、作業委託については、「おいでまい」栽培者にのみ可能とする。
- ② 自家育苗をしていること。ただし、作付拡大地域においては、この限りではない。
共同育苗の場合は、「おいでまい」栽培者間でのみ可能とする。また、育苗委託を行う者にあつては、「おいでまい」栽培者にのみ可能とする。
- ③ 令和2年産水稻の令和3年1月末までの農産物検査実績があること。ただし、令和2年産「おいでまい」栽培者にあつては令和3年1月末までの「おいでまい」の農産物検査実績があること。なお、体調不良等やむを得ない理由で農産物検査が受けられなかった場合はこの限りでない。
- ④ 令和2年産「おいでまい」栽培者については、委員会から、令和2年産「おいでまい」栽培者登録要領第11条に基づく、登録の取消を受けていないこと。

(3) 水稻生産に関する習熟度や栽培状況

- ① 令和2年産水稻農産物検査実績
- ② 令和2年産「おいでまい」栽培実績
 - ・「おいでまい」出荷数量
 - ・「おいでまい」農産物検査実績

(栽培誓約書の提出)

- 第5条 委員会は、新規に「おいでまい」栽培をしようとする生産者を、一定の期間を設けて、登録を受けるための栽培誓約書の提出を募るものとする。ただし、重点推進地域(綾川町)の栽培者及びJAカントリーエレベーターに出荷する栽培者については、委員会がJAから種苗の購入実績等の情報を収集し、その情報をもとに登録することから、栽培誓約書の提出は不要とする。
- 2 新規に登録を受けようとする倉前出荷者は、前条の登録要件を了承した上で、別に定める令和3年産「おいでまい」栽培誓約書(様式1号)を、JAを経由して会長に提出するものとする。
 - 3 令和3年産「おいでまい」栽培を希望する者のうち、令和2年産栽培者は、前条の登録要件を満たしていれば、令和3年産「おいでまい」栽培誓約書の提出を省略して栽培を続けることができる。
 - 4 令和3年産「おいでまい」用の種子及び苗の購入については、新規に登録を受けようとする倉前出荷者は、栽培誓約書をJAに提出し、受理された時点で可能とする。令和2年産からの継続栽培者は、前条の登録要件を満たしていれば、他品種と同時期に購入できるものとする。

(募集期間)

第6条 登録を受けようとする生産者の会長への令和2年産「おいでまい」栽培誓約書の提出は、令和2年10月7日から令和3年1月31日まで受け付ける。

(登録要件の確認)

第7条 委員会は、前条の栽培誓約書の提出があった場合は、登録要件を満たしているかどうかを確認する。

2 栽培誓約書の提出者は、登録要件の確認が円滑に行われるように協力しなければならない。

(登録)

第8条 会長は、登録要件に適合する生産者を令和3年産「おいでまい」栽培者として登録するものとする。なお、倉前出荷者に対しては、令和3年産「おいでまい」栽培者登録証(様式2号)を交付するものとする。

2 会長は、栽培誓約書の提出者が登録要件を満たしていない場合は登録しないものとする。

(登録の辞退)

第9条 登録された栽培者は、届出(様式3号)により登録を辞退できるものとする。この場合、登録者はすでに交付された「おいでまい」栽培者登録証を会長に返還しなければならない。また、「おいでまい」種子及び苗を購入済みの場合は、JAに返還しなければならない。

(登録内容の変更)

第10条 登録を受けている栽培者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに令和2年産「おいでまい」栽培実施内容変更届(様式4号)等により会長に届け出なければならない。

(1) 栽培誓約書に記載した内容(住所、氏名等)に変更が生じたとき

(2) 令和2年産の登録内容(住所、氏名等)から変更が生じたとき

(3) 「おいでまい」の生産を中止し、再開の見込みがないとき

2 会長は、前項の届出について、その内容が登録要件に適合しない等登録を継続することが不相当と認めるときは、関係者の意見を聴いて登録を取り消すことができる。

3 前項の規定により登録を取り消された栽培者は、交付を受けた「おいでまい」栽培者登録証を速やかに会長に返還するとともに、「おいでまい」種子及び苗を購入済みの場合は、JAに返還しなければならない。

(報告の徴収等)

第11条 会長は、特に必要があると認めるときは、登録された栽培者に対して「おいでまい」に係る報告等を求めることができる。

(登録の取消)

第12条 会長は、登録を受けた栽培者が次の各号のいずれかに該当するときは、関係者の意見を聴いて登録を取り消し、様式5号により通知することができる。

- (1) 栽培誓約書の内容に反していることが発覚したとき
- (2) 前条に規定する報告等を正当な理由がないにもかかわらずこれを拒否したとき
- (3) その他栽培の運用または「おいでまい」のブランド化に重大な支障を及ぼす恐れのある行為があったとき

(登録された者の責務)

第13条 登録された栽培者は、この栽培にあたって定められた事項を誠実に遵守するとともに、次の各号の事項について特に留意しなければならない。

- (1) 栽培者は、「おいでまい」の適正な栽培管理に努めること。
- (2) 種子、苗の再譲渡及び自家採種を行わないこと。
- (3) 農産物検査や食味計による食味分析を受け、会長に報告すること。
- (4) 「おいでまい」の計画的な生産、品質管理並びに関係書類の整理保管に努めること。

(補則)

第14条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則:

この要領は、令和2年9月18日から施行する。